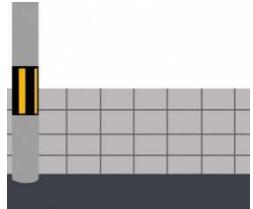


ブロック塀等を撤去される方へ！



撤去工事の開始について

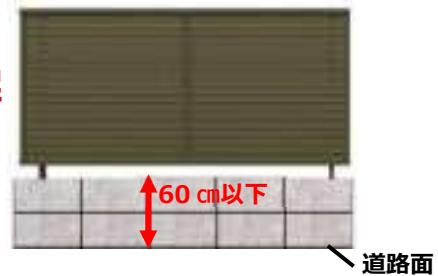
補助制度を活用する際は、撤去する前に申請をいただき、市から「交付決定」を受けてからブロック塀等を撤去することが条件となります。

「交付決定」前にブロック塀等を撤去した場合は、補助の対象となりません。



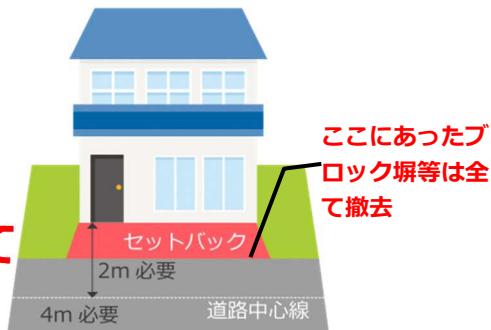
ブロック塀等の高さについて

ブロック塀等を撤去した後のブロック塀等の高さは、**道路面から 60 cm 以下の高さ**にすることが条件となります。



ブロック塀等の全部撤去について

建築基準法第 42 条第 2 項に規定する道路に面するブロック塀等は、**道路面と同じ高さ**にする必要があるため、**基礎とブロック塀等全てを撤去していただきます。**



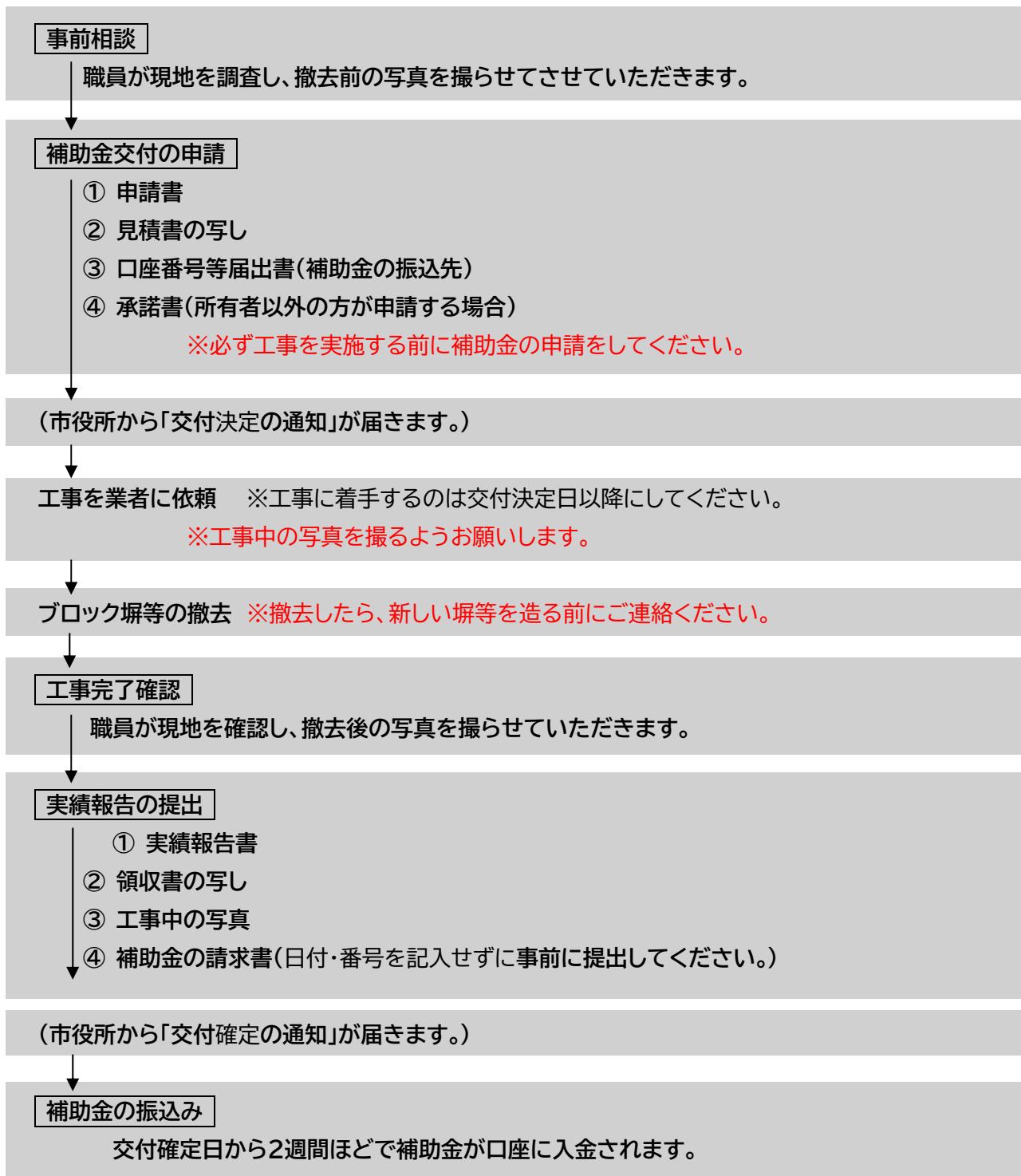
※建築基準法第 42 条第 2 項道路（昭和 25 年制定）

昭和 25 年 11 月 23 日、建築基準法が制定されたとき、建物を建てるための道路幅員は最低 4 m と定められましたが、その時点で一般の通行に使用されていて、建物が立ち並んでいる 1.8m 以上 4 m 未満の道路も、将来、中心から 2 m 後退し（セッタック）、4 m の道路とすることで 4 m の道路とみなしました。これが建築基準法第 42 条第 2 項の道路となります。

■問合せ：島田市建築住宅課 ■電話：(0547)36-7184

補助金交付の
流れは裏面を
ご覧ください

補助金交付の流れ【ブロック塀等撤去事業】



問合せ先:島田市役所 建築住宅課 建築指導係

TEL0547-36-7184 FAX0547-36-7514

kenchiku@city.shimada.lg.jp